大和市告示第154号

大和市新型コロナウイルス感染症対策中小企業臨時給付金事業実施要綱を次のように定める。 令和3年9月29日

大和市長 大 木 哲

大和市新型コロナウイルス感染症対策中小企業臨時給付金事業実施要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)の感染拡大の影響を受け、売上高が減少した市内の中小企業者等に対し、その事業の継続を支援するため、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症対策中小企業臨時給付金を支給する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給及びその対象者)

- 第2条 本市は、この要綱に定めるところにより、新型コロナウイルス感染症対策中小企業臨時給付金(以下「給付金」という。)を支給する。
- 2 給付金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。
  - (1) 次のいずれかに該当する事業者又は個人事業主であること。
    - ア 資本金の額又は出資の総額が300,000円(ただし、卸売業を主たる事業とする者にあっては100,000円、サービス業又は小売業を主たる事業とする者にあっては50,000円)以下であること。
    - イ 常時使用する従業員の数が300人(ただし、卸売業又はサービス業を主たる事業とする 者にあっては100人、小売業を主たる事業とする者にあっては50人)以下であること。
  - (2) 市内に主たる事業所を有し、かつ、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいること(個人事業主にあっては1年以上市内に居住している者に限る。)。
  - (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたことにより、令和3年8月又は9月のいずれかの月の売上高を前年又は前々年同月の売上高と比較した場合の減少率が20パーセント以上50パーセント未満であること。ただし、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて飲食店等を営む者にあっては、当該減少率が20パーセント以上であり、かつ、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第45条第2項の規定による神奈川県知事からの休業又は営業時間の短縮の要請対象

となっている場合は、これに応じ協力していること。

- (4) 第5条の規定による申請の時点において、市内で事業を継続する意思を有していること。
- (5) 第3号に規定する飲食店等を営む者にあっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に努めていること。

(支給額)

第3条 給付金の支給額は、100,000円とする。

(支給の制限)

第4条 給付金の支給は、対象者1者につき1回とする。

(支給申請)

- 第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める申請期限までに、大和市新型コロナウイルス感染症対策中小企業臨時給付金支給申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 市内での事業実態が確認できる書類
  - (2) 比較する月の売上高が確認できる書類その他第3条第2項第3号に掲げる要件を満たすことが確認できる書類
  - (3) 誓約書
  - (4) その他市長が必要があると認める書類

(支給の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して支給の可否を決定し、 大和市新型コロナウイルス感染症対策中小企業臨時給付金支給(不支給)決定通知書により当該 申請者に通知する。

(給付金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受け、又は受けようとした者があるときは、その支給決定を取り消し、又は既に支給した給付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(暴力団等の排除)

第8条 市長は、大和市暴力団排除条例(平成23年大和市条例第4号)第8条の規定により、この要綱による給付金支給事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部(警察法(昭和29年法律第162号)第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。)に、申請者が暴力団又は暴力団員(次項において「暴力団等」という。)に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、第6条の規定 による給付金の支給決定を行わない。

(様式)

第9条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により支給 された給付金の返還については、第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

## 別表(第9条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市新型コロナウイルス感染症対策中小企業臨時給付金	第5条
	支給申請書兼請求書	
第2号様式	誓約書	第5条
第3号様式	大和市新型コロナウイルス感染症対策中小企業臨時給付金	第6条
	支給(不支給)決定通知書	